

福島県談合情報処理要領

第1 目的

この要領は、県が実施する又は実施した入札において、談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合の対応について定めることを目的とする。

第2 談合情報の取り扱い

1 談合情報の確認、調書の作成、報告

県の機関が、談合情報を受けたときは以下のとおり対応する。なお、談合情報の確認に当たっては、情報提供者が報道機関である場合、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するなど、可能な限り情報の把握に努めるものとする。

(1) 入札執行権者又は発注者（物品購入においては物品管理権者）（以下「発注者」という。）に談合情報が寄せられた場合

直ちに情報提供者の身元、氏名、連絡先等を確認のうえ、速やかに談合情報報告書（様式第1号）を作成し、入札執行権者が受けた場合は発注者（発注者が受けた場合は入札執行権者）、当該工事等の予算を主管する課長（以下「予算主管課長」という。）及び入札監理課長に報告する。

(2) 入札監理課に談合情報が寄せられた場合

直ちに情報提供者の身元、氏名、連絡先等を確認のうえ、速やかに談合情報報告書（様式第1号）を作成し、入札執行権者、発注者及び予算主管課長に報告する。

(3) 上記以外の県の機関に談合情報が寄せられた場合

直ちに情報提供者の身元、氏名、連絡先等を確認するとともに入札監理課に報告する。

報告を受けた入札監理課は、速やかに談合情報報告書（様式第1号）を作成し、入札執行権者、発注者及び予算主管課長に報告する。

2 福島県入札制度等監視委員会（以下「委員会」という。）への報告

(1) 委員会委員長（以下「委員長」という。）への報告

入札監理課長は、談合情報を確認し、次の「談合情報の判断基準」に合致するときは、委員長へ談合情報を報告する。

(2) 談合情報の判断基準

談合情報が、情報提供者の氏名等が明らかであるか否かにかかわらず、具体的な工事等名及び落札予定業者名を含み、かつ、以下のいずれかの事項を含む場合。

ア 予定落札金額又は予定落札率

イ 談合に関与した業者名

ウ 談合が行われた日時、場所、談合の方法

エ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない事項

第3 委員会の対応

福島県入札制度等監視委員会運営規程（以下「運営規程」という。）第7条に規定する入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関する事項の調査審議について、次のとおり対応する。

1 入札執行前に談合情報があった場合

(1) 落札決定の保留

原則として開札は予定どおり実施する。ただし、落札決定は保留する。

(2) 過去の入札結果の分析

発注者は、過去3年分の同一路河川、同種工事などの入札結果を分析し、その結果をまとめる。

(3) 入札金額及び見積内訳書等の分析

入札執行権者は、発注者の協力を得て、入札金額に法則性や不自然な状況の有無等を分析し、その結果をまとめる。

また、入札執行権者と発注者は、互いに協力し、全ての応札者の見積内訳書（見積内訳書の提出を義務づけていない場合は、入札執行権者が応札者に対し速やかに見積内訳書等積算の根拠となる書類の提出を求める。）を分析し、その結果をまとめる。

(4) 事情聴取

入札監理課は、入札執行権者と発注者の協力を得て、談合情報に関係する企業、個人、入札・発注事務担当等から聞き取り調査を行い事情聴取書（様式第2号）にとりまとめ、その内容を分析する。

(5) 委員会等への報告・説明

入札監理課長は、上記(2)から(4)の分析結果とその分析結果に関する意見を付した談合情報報告書（任意様式）を作成し、委員会又は委員会の談合等調査部会（以下「部会」という。）において説明する。

(6) 委員会等の調査審議への協力

県の機関は、委員会又は部会からの必要な書類の提出や説明等の依頼に協力しなければならない。

(7) 対応の決定

ア 入札執行権者は、運営規程第7条第3号の事前調査結果報告書を受けたときは、落札者決定の手続きを行う。

イ 入札執行権者は、運営規程第7条第5号の調査結果報告書を受けたときは、次のとおり取り扱う。

(ア) 入札を無効とすべきという意見が出されたときは、当該入札を無効とする。

(イ) (ア) 以外の意見のときは、落札者決定の手続きを行う。

(8) 公正取引委員会等捜査機関への通報

入札監理課長は、運営規程第7条5号の調査結果報告書を受けたときは、談合情報通知書（様式第3号）に以下の書類を添えて公正取引委員会、警察本部へ通報又は情報提供する。

ア 談合情報報告書の写し

イ 入札執行調書の写し

ウ 過去の入札結果の分析、入札金額及び見積内訳書等の分析結果の写し

エ 事情聴取書の写し

2 入札執行後に談合情報があった場合

(1) 契約締結前の場合

発注者は、直ちに契約締結の事務を保留する。その上で第3の1(2)から(8)を行う。この場合、第3の1(7)の「入札執行権者」とあるのは「発注者」と、「落札者決定」とあるのは「契約締結」と読み替える。

(2) 契約締結後の場合

第3の1(2)から(8)を行う。この場合、第3の1(7)の「入札執行権者」とあるのは「発注者」と、「落札者決定」とあるのは「契約継続」と読み替え、第3の1(7)イ(ア)の「入札」とあるのは「契約」と、「無効とする」とあるのは「契約継続又は契約解除する」と読み替える。

談合情報が工事等に関するもので第3の1(7)イ(ア)に該当するときは、当該工事等を一時中止させることができる。

(3) 第3の2(2)「契約継続又は契約解除」の判断について

発注者は、第3の2(2)の「契約継続又は契約解除」の判断を行うときは、契約の進捗状況、契約解除に伴う県民の生活、安全等の影響を考慮するとともに、委員会又は部会の意見を尊重し、総合的に判断する。この場合、発注者は予算主管課長を経由し入札監理課長と協議する。

第4 全ての入札の対応

入札執行権者は、全ての入札において法則性や不自然な状況の有無等を確認し、法則性等を確認したときは談合情報があった場合と同様に発注者、予算主管課長、入札監理課長に報告する。報告を受けた入札監理課長は委員長へ速やかに報告するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月19日から施行する。